

埼玉県 of 緊急事態措置を踏まえた飯能市の基本方針及び  
取り組み事項について

令和3年1月8日

埼玉県内においては、今週に入り1日当たり過去最高の陽性者の確認がされ、1週間当たりの陽性者数も多数記録されるなど極めて厳しい状況が続いており、何としても爆発的感染拡大と医療崩壊を食い止めなければならない状況です。

また、本市においても昨年12月から、新型コロナウイルス感染症の感染者が急速に増加しているところです。

こうした中、1月7日、国において、埼玉県を含む4都県に対して、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

これを受けて、埼玉県知事から県全域に対して、2月7日までの間、「緊急事態措置」が示されました。

新型コロナウイルスは、市民の命や健康に著しく重大な影響を与えるとともに、市民生活と経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあります。

以上のことから、本市では、既に定めている下記の基本方針のもと引き続き必要な対策を行い、現時点で最優先に取り組んでいく事項について定めることとします。

記

○ 基本方針

市民の命と健康を守ることを最優先にした、感染拡大防止対策に取り組むとともに、市民生活を守るために必要な対策を実施する。

○ 取組事項

- 1 不要不急の外出・県境をまたぐ移動の自粛。特に午後8時以降の不要不急の夜間外出の自粛
- 2 飲食店等の営業時間の短縮
- 3 催し物（イベント等）の開催制限
- 4 事業者のテレワーク・在宅勤務・時差出勤等の徹底
- 5 市民生活を守るために必要な対策
  - (1)市主催イベント等の対応
  - (2)市公共施設の対応
  - (3)公立小・中学校における対応
  - (4)職員の執務環境の分散等